

新潟県高圧ガス容器保安対策指針

新潟県高圧ガス溶材商業会

新潟県高圧ガス工業会

関東高圧ガス容器管理委員会新潟県支部

一般社団法人新潟県高圧ガス保安協会

高圧ガスの事故や災害を防ぐためには、高圧ガス容器を常に**安全な**状態に**管理**しておくことが重要です。

しかし、全国では依然として容器に関する事故が発生しており、また新潟県内においても、重大な事故には至っていないものの、管理されずに**放置**されたままの容器や所有者もわからなくなった容器、さらには**紛失・盗難事故**などが毎年発生しています。

本指針は、こうした状況を踏まえ、容器に係る事故及び災害を未然に防止するため、高圧ガス**供給事業者**、**消費事業者**及び関係団体等が一体となって容器の適正な管理の促進に取り組むこととしたものであり策定にあたっては、**新潟県消防課**のご指導をいただいております。

新潟県高圧ガス容器保安対策指針

1 目的

この指針は、高圧ガス供給事業者及び消費事業者並びに関係団体等が高圧ガス容器の適正な管理や安全に消費を行うための自主的な保安活動を促進することにより、高圧ガス容器の放置を防止するとともに、放置容器による事故及び災害の発生を防止することを目的とする。

2 適用範囲

この指針は、工業用として高圧ガス容器（高圧ガス保安法第41条に規定する容器で、内容積1リットル以上の容器をいう。以下同じ。）を使用する、高圧ガス供給事業者（製造事業者、販売事業者）及び消費事業者並びに関係団体等を適用とする。

3 用語の定義

（1）放置容器

現に所有者又は使用者が管理していない状態にある高圧ガス容器をいう。

（2）高圧ガス供給事業者

新潟県内の消費事業者が高圧ガスを販売する製造事業者及び販売事業者をいう。

（3）高圧ガス消費事業者

容器に充てんされた高圧ガスを、県内において、消費して事業活動を行う者をいう。

（4）関係団体等

新潟県内の高圧ガス保安団体及び高圧ガス供給事業者で組織する団体及び消費事業者で組織する団体等をいう。

4 高圧ガス供給事業者がとるべき措置

高圧ガス供給事業者は、高圧ガス保安法の規定を遵守する他、1の目的を達成するため、次の措置をとるよう努めるものとする。

（1）高圧ガス容器の受け入れ及び引き渡し台帳を備え、常に自社の取り扱う高圧ガス容器の所在管理を徹底すること。

（2）消費事業者に安全に消費するための適切な情報を提供すること。

（3）使用済み高圧ガス容器の回収は迅速に行い、高圧ガス消費事業者からの依頼があった場合は、自社取り扱い容器以外の容器であっても回収すること。この場合、回収した自社所有容器以外の容器は、6（2）において定める高圧ガス容器共同集積場に搬入して、所有者に返却する措置をとること。

- (4) 高圧ガス容器について常にその所有者を明確に識別できるようにすること。
- (5) 放置容器を減らすため高圧ガス容器は原則として1年以上継続して同一の消費事業所に留置しないこと。
- (6) 関係団体への加入により保安に関する最新情報を入手し、従事者に対して、少なくとも1年に2回以上保安教育を行うこと。
- (7) 消費事業者と容器貸借契約を締結し、少なくとも1年に1回以上、消費事業所における高圧ガス容器の管理状況等を調査すること。

5 高圧ガス消費事業者がとるべき措置

高圧ガス消費事業者は、高圧ガスの貯蔵及び消費において、高圧ガス保安法の規定を遵守する他、1の目的を達成するため、次の措置をとるよう努めるものとする。

- (1) 供給事業者と容器貸借契約を締結し、高圧ガス容器管理台帳等により常に高圧ガス容器の受け払い状況等を管理すること。
- (2) 高圧ガスに関する保安管理組織を設けて高圧ガス容器の管理責任者を置くこと。
- (3) 高圧ガス容器は一定の場所で管理し、毎日の作業開始時及び作業終了時に高圧ガス容器管理責任者が管理状況を確認すること。
- (4) 使用済み高圧ガス容器は、直ちに高圧ガス供給事業者に返却することとし、使用中の高圧ガス容器であっても、保安・事故防止のため原則として1年以上留置しないこと。
- (5) 高圧ガスを取り扱う従事者に対して、「一般社団法人新潟県高圧ガス保安協会」が実施する消費者保安講習会等に参加し、1年に1回以上高圧ガス保安に関する教育を実施すること。

6 関係団体等がとるべき措置

関係団体等は、1の目的を達成するため、次の措置をとるよう努めるものとする。

- (1) 高圧ガス容器の適正な取り扱いについて、加入企業及び高圧ガス消費事業者に対して周知、啓発を行うこと。
- (2) 高圧ガス供給事業者団体は、放置容器の回収を円滑に行うため、回収した高圧ガス容器の共同集積場を設けるなど必要な措置をとること。

7 高圧ガス放置容器の処理

高圧ガス供給事業者及び関係団体等は、放置容器を迅速、適正に処理するよう努めるものとする。

8 その他

この指針は、平成25年8月1日から施行する。